答 弁 第 七 号昭和三十九年五月二十六日受領

内閣衆質四六第七号

昭和三十九年五月二十六日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆 議 院 議 長 船 田 中 殿

衆議院議員石田宥全君提出公害防止と人権擁護に関する質問 に対 別紙答弁書を送付す

る。

(質問の 七)

衆 議 院 議 員 石 田 宥 全 君 提 出 公 害 防 止 と 人 権 擁 護 に 関 す る 質 問 12 対 す る 答 弁 書

道 路 工 事 \mathcal{O} 人 身 12 対 す る 危 険 防 止 に 0 **\ 7 は 道 路 管 理 者、 起 業 者 及 U 建 設 業 者 に 常 に 注 意 を

喚 起 特 に 建 設 施 設 に 0 7 7 は 設 置 箇 所 を報 告 さ せ、 地 元 と協 議 L 7 事 故 等 \mathcal{O} 防 止 に 0 لح 8

るよう行政指導してきた。

昭 和 三十 八 年、 新 潟 県 荒 Ш 町 地 内 \mathcal{O} __ 級 玉 道 七 号 線 \mathcal{O} 舗 装 工 事 に お 7 7 は、 住 宅 地 附 近 に あ る

舗 装 用 プ ラ ン 1 \mathcal{O} た \Diamond 附 近 住 民 に 迷 惑 を 及 ぼ L た \mathcal{O} で、 業 者 は 地 元 لح 協 議 を 重 ね た 結 果 昭 和

三 + 九 年 兀 月 設 備 を 改 良 し、 設 置 箘 所 を 移 転 す る こと 等 に ょ り、 今 後 \mathcal{O} 工 事 に 0 1 て は \mathcal{O} ょ

う な 迷 惑 を 及 ぼ さ な 1 ょ う 措 置 L た

今 後 T ス フ ア ル \vdash プ ラ ン 1 \mathcal{O} 設 置 に 0 7 7 は 周 囲 に で きる だけ 害 を 及 ぼ さ な 7 ょ う な 筃 所 に

設 置 するよう指 導監 督 · を強 化 Ļ ま た、 既 設 \mathcal{O} プ ラン \vdash を使 用 す る 場 合 ŧ 関 係 建 設 業 者 に + 分 \mathcal{O}

注意を払うよう指導したい。

右答弁する。